

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領

(平成十六年国土交通省告示第六十一号)

(目的)

第一条 本実施要領は、自動車の燃費性能に関する評価を実施し、その結果を公表することにより、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とする。

(評価及び公表の対象とする自動車の種類)

第二条 本実施要領の対象とする自動車は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車とする。

(評価方法)

第三条 評価方法は、国土交通大臣が、前条の自動車のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）第一条の表第一号又は同表第二号に規定する数値をいう。以下同じ。）について、乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十一年通商産業省・運輸省告示第二号。以下「乗用車告示」という。）1又は貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十一年通商産業省・運輸省告示第三号。以下「貨物車告示」という。）1の各表の左欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより行うものとする。

- 一 燃費基準達成レベル 基準エネルギー消費効率（乗用車告示1又は貨物車告示1の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）以上であって、当該基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて算出した数値（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。）未満
- 二 燃費基準五%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて算出した数値以上であって、当該基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて算出した数値（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。）未満
- 三 燃費基準十%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて算出した数値以上であって、当該基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて算出した数値（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数値とする。以下同じ。）未満
- 四 燃費基準二十%向上達成レベル 基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて算出した数値以上

(公表)

第四条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、冊子及びインターネット等により公表するものとする。

- 一 当該自動車の製造又は輸入の事業を行う者の氏名又は名称
- 二 車名及び型式
- 三 原動機の型式及び総排気量
- 四 変速装置の形式及び変速段数
- 五 エネルギー消費効率
- 六 基準エネルギー消費効率
- 七 目標年度（乗用車告示1又は貨物車告示1に掲げる目標年度。）
- 八 前条各号に掲げる基準に対する適合性
- 九 車両重量
- 十 車両総重量（貨物自動車又は乗車定員十一人以上の乗用自動車に限る。）
- 十一 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

十二 自動車の構造（貨物自動車又は乗車定員十一人以上の乗用自動車に限り、貨物車告示1（1）の表の備考3に規定する「構造A」若しくは備考4に規定する「構造B」の別、貨物車告示1（3）に規定するトラック等若しくは（4）に規定するトラクタの別又は乗用車告示1（4）に規定する路線バス若しくは（5）に規定する一般バスの別。）

十三 その他エネルギー消費効率の異なる要因（同一型式の自動車であって、エネルギー消費効率が異なるものがある場合において、その要因が第四号及び第九号から第十二号に掲げる項目以外にある場合に限る。）

2 前項の自動車の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ガソリン乗用自動車 揮発油を燃料とする乗車定員十人以下の乗用自動車
- 二 ディーゼル乗用自動車 軽油を燃料とする乗車定員十人以下の乗用自動車
- 三 LPガス乗用自動車 液化石油ガスを燃料とする乗用自動車
- 四 ガソリン貨物自動車 揮発油を燃料とする車両総重量二・五トン以下の貨物自動車
- 五 ディーゼル貨物自動車 軽油を燃料とする車両総重量二・五トン以下の貨物自動車
- 六 路線バス又は一般バス 乗車定員十一人以上の乗用自動車
- 七 トラック等又はトラクタ 車両総重量三・五トン超の貨物自動車